



奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

No.273

2021
May.

5

The Kiyuna

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人：

関西障害者定期刊行物協会

編集人：奈良県自閉症協会

支部長&事務局：河村由二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料1部 100円

会員は会費に含まれています。

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行

障害者自立支援法をもとに平成25年4月に施行された、障がいのある方が地域で生活していくために必要なサービスを定めている「障害者総合支援法」が、令和3年度に改正されます。この改正は「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定」と呼ばれ、障がい福祉サービスの報酬体系の見直しや新たなサービスや加算の新設などが行われ、各サービス事業者にとってはとくに把握しておくべき、非常に大切な改正になります。奈良県自閉症協会のメーリングリストに参加されている方には、国のヒアリングが行われていた事をお伝えしましたが、この度の改正の指針は、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定および2019年度障害福祉サービス等報酬

改定がもとになります。前回の改正では、
・自立生活援助
・就労定着支援
・居宅訪問型児童発達支援
・重度訪問介護の対象拡充
・共生型サービスの新設等が行われました。
今回は、障がいの重度化・高齢化を踏まえた障害者の地域移行
・地域生活の支援等
・効果的な就労定着支援
・災害や感染症の発生時も含めた支援の継続を見据えた対応
・障がい福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等の見直し等が課題となっています。

日 本自閉症協会の今井副会長によると、今回の問題点として、
・応益負担化と介護保険との統合の議論、介護保険優先適用原則…これがいつそう強化されないか、障害福祉サービスの利用者負担についての軽減措置…弱められないか、負担増、
・「自立」や「地域」というあいまいな言葉、サービスは使い続けるのではなく、有目的（自立や地域移行）で有期限をもっていこうとしているように感じます。合理的配慮なのか、サービスなのかでここが変わる。みなさんのご意見、よろしく。とのメッセージがありました。皆様にもこの国の政策動向を注意深く監視していただきたいと思えます。
(河村)

「重要なお知らせ 新型コロナウイルス感染拡大防止のために」と題して、奈良県青少年・社会活動推進課 協働推進係から以下の内容の連絡がありました。(河村)
①事業報告書等提出は郵便かメールで！
事業報告書や役員変更、定款変更の書類の提出は郵送又はメールをお願いします。県庁までご持参いただいても、受取のみで、その場での確認はできませんのでご了承ください。書類確認後、修正がありましたらこ

ちらから連絡します。連絡先を忘れずに記載してください。收受印を押した事業報告書は内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載しますので必要な方はプリントアウトをお願いします。
②コロナ禍視での社員総会の開催について。
NPO 法では毎年1回社員総会を開催することが明記されておりコロナ禍でも省略することはできません。様々な表決方法による開催やインターネットを利用した開催の方法等

を当課 HP に掲載しています。法人の実情に合わせた方法で開催をお願いします。
<http://www.Pref.nara.jp/1649.htm>
詳しくは当課 HP トップページ右側「『新型コロナウイルス感染拡大防止のために』をご覧ください。」奈良県青少年・社会活動推進課 協働推進係



国立特別支援教育総合研究所

メールマガジン 第170号

(令和3年5月号)より

●「社会とのつながりを意識した発達障害等への専門性のある支援に関する研究－発達障害等の特性及び発達段階を踏まえての通級による指導の在り方に焦点を当てて－」における研究成果リーフレットのご紹介

発達・情緒班では、令和元年度から2年度の基幹研究として、「社会とのつながりを意識した発達障害等への専門性のある支援に関する研究－発達障害等の特性及び発達段階を踏まえての通級による指導の在り方に焦点を当てて－」に取り組みました。この度、研究内容をまとめたリーフレットが完成しましたのでご紹介します。

この研究を通して、皆さんにお伝えしたいことは、「発達障害の二次

的な障害は、周囲の正しい理解や、適切な関わりによって、防ぐことも、低減することもできる」ということです。このリーフレットでは、実際の指導場面から見えてくる取組のヒントとして、指導のポイントや子供の気持ちの事例等を紹介しています。また、研究から明らかになった二次的な障害の予防に影響する3つの視点として「学びへのアクセス」「自己理解」「信頼感」を紹介しています。さらに、本研究に協力いただいた学校関係者や福祉機関、矯正教育機関などの方から寄せられたメッセージも掲載しています。

このリーフレットを、発達障害の子供の教育に関わる先生方をはじめとするたくさんの方にご覧いただきたいと思います。

○リーフレット「発達障害のある子供の教育に関わる全ての教員の皆様へ もしかして、それ・・・二次的

な障害を生んでいるかも・・・？」はこちら → https://www.nise.go.jp/nc/cabinets/cabinet_files/download/1079/08f50f2da9864d68fd321cb3595a1aaa?frame_id=1235

奈良県人芸術祭実行委員会と奈良県障害者大芸術祭実行委員会から次の案内が届いています。(河村)

令和3年度「奈良県みんなでのしむ人芸術祭」参加団体募集案内等の送付について(ご案内)

平素は、奈良県の芸術文化活動の推進にご協力をいただき誠にありがとうございます。奈良県では、「文化の力で奈良を元気に！」をテーマに「奈良県大芸術祭」「奈良県障害者大芸術祭」を一体開催しており、昨年度は全205催事を通して34万人の方々にご来場いただきました。

昨年度まで一体開催を行ってきた両芸術祭について、令和3年度より「奈良県みんなでのしむ大芸術祭」として一本化し、9月1日から11月30日までの3ヶ月間開催することとなりました。一本化により、障がいの有無や年齢などにとらわれ

ず、「みんな」が参加し「たのしむ」ことのできる芸術祭となるよう一層強気に推進してまいります。つきましては、別添の令和3年度参加団体募集案内のとおり、期間中に県内またはインターネット等にて開催される芸術文化イベントを募集しますので、ご主催されるイベントがある場合は是非参加についてご検討をいただきますとともに、関係各所への周知にご協力くださいますようお願いいたします。

また、参考までに「奈良県大芸術祭」「奈良県障害者大芸術祭」2020年開催報告書を同封しますので併せてご高覧いただければ幸いです。

※当芸術祭については、今後の新型コロナウイルス感染症拡大の情勢を踏まえて、中止、延期または変更等を行う場合がありますので、あらかじめご了承願います。

奈良県大芸術祭実行委員会事務局
奈良県障害者大芸術祭実行委員会事務局 (奈良県文化振興課内)
担当：櫻井
〒630-8501 奈良市登大路町30
TEL：0742-27-8488 (内線2495)



日本自閉症協会の キャッチフレーズの募集

5がつ10日付で日本自閉症協会から次の内容の募集案内がありました。みなさまも、お考えいただき、たくさんの応募をお願いします。

(河村)

1. いきさつ

会長の私的諮問機関として、「日本自閉症協会の在り方検討委員会」(以下、在り方検討会)を12月16日以降毎月開催してきました(計5回)。メンバーは常任理事に数名の理事と事務局員です。この中での議論の一つとして、今の時代に相応しい短い言葉で当協会を表現しようではないかということになりました。

二種類のキャッチフレーズです。一つは、正しい自閉症支援を示す言葉、もう一つは当協会の存在意義を示す言葉です。今後は「いとしご」

やホームページなどで一貫して使用し、シンボルマークにも反映させたいと考えています。

これまでに在り方検討会に出たものを示します。別案、補強意見、賛同などの意見をお寄せください。団体の意見を集約していただくことを求めるものではありません。

なお、年内には加盟団体にお諮りし総意で最終的に決めたいと思います。

2. 期限 5月31日 事務局の大岡にメールでご返送ください。

3. 自閉症支援の基本を示すキャッチフレーズ委員会が出たもの

① FACTS 正しいことを行う、広める
F: Friendly 自閉症フレンドリーな環境を目指す

A: Acceptande 受容/自閉症の特性があること、違いを受容する世界を目指す

C: Charcteritics 特性/自閉症

特性を理解する

T: Trtuh 真実、事実、誠実/科学的真実を追求する

または、Teaching 教育に変えても良いかもしれない

S: Support サポート/自閉症の特性がある人を支援する

② CRAB 鳥取県自閉症協会(名産のカニ)

C: Creative 創造的に

R: Reciprocal 相互的に

A: Active 進取な気持ちで

B: Brave 勇気をもって

③ 5つのK 構造、感覚 or 過敏、肯定的、共感、協力

④ SPELL 英国自閉症協会

Structure 構造/予測可能でより安全な場所に

Positive 肯定的/強みに基づいて、自信と自尊心を確立し、ポジティブな行動を称賛

Empathy 共感/自閉症児者の立場

から世界を見る

Low arousal 低覚醒/気を散らすものをできるだけ少なくする

Links つながり/当事者、保護者はパートナー。情報を共有し専門家と協力する。

奈良県の障害者関連情報を提

供します。

令和3年5月18日

奈良県障害福祉課

最新情報

○ 5月18日「第21回奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催コロナ関連情報について下記の記事を掲載しています。

HTML <http://www.pref.nara.jp/58506.htm>

映像 <https://www.youtube.com/watch?v=7uGleVDvF18>

対策本部会議資料

新型コロナウイルス感染症 第二期 奈良県緊急対処措置 経過報告

PDF <http://www.pref.nara.jp/secure/248345/naracoron21-1.pdf>

PDF <http://www.pref.nara.jp/secure/248345/naracoron21-2.pdf>

以下は前回の情報提供時から変更あ

りません。

○ 県の広報誌「県民だより奈良」(2021年5月号)

障害者関連情報について下記の記事を掲載しています。

・県政スポット奈良

重症心身障害者支援センター

心身障害者歯科衛生診療所

HTML <http://www.pref.nara.jp/58335.htm>

PDF <http://www.pref.nara.jp/secure/247169/p16.pdf>

音声 <http://www.pref.nara.jp/secure/247169/13spot2.mp3>

○ 「発熱外来認定医療機関」について

奈良県では、発熱患者を診察する一般の医療機関を「帰国者・接触者外来(新型コロナウイルス感染の疑いのある方を診察する医療機関)と同様の機能を有する医療機関」として



<p>県が認定することで、一般の医療機関が独自の判断でPCR検査や抗原検査を取り扱うことが可能となる制度として、県独自の「発熱外来認定医療機関」という制度を設けています。発熱外来認定医療機関は県内に324カ所あり、うち24カ所が公表されています。</p> <p>発熱外来認定医療機関は下記ホームページをご覧ください。</p> <p>奈良県の発熱外来認定医療機関数について（市町村別）↓ http://www.pref.nara.jp/secure/229683/R30426itiran.pdf 発熱外来認定医療機関名簿（県が公表することを希望した医療機関のみ）について↓ http://www.pref.nara.jp/secure/229683/R30413nintei.pdf</p> <p>○ 新型コロナウイルスワクチンの</p>	<p>接種順位の上位に位置づける基礎疾患を有する者の範囲について</p> <p>新型コロナウイルスワクチンの接種順位に位置づける基礎疾患の範囲に、以下を追加することとなりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重い精神疾患（精神疾患の治療のために医療機関に入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合） ・知的障害（療育手帳を所持している場合） <p>↓ https://www.mhlw.go.jp/content/000756902.pdf</p> <p>詳細につきましては、奈良県疾病対策課新型コロナウイルス接種対策班（TEL 0742-27-8309、</p>	<p>0742-27-8175）または各市町村新型コロナウイルスワクチン接種担当課までお問い合わせください。</p> <p>○ 発熱等の症状のある場合の相談や受診の流れについて http://www.pref.nara.jp/secure/226888/02_相談や受診の流れ0515.pdf</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 発熱等の症状のある方は、まず、かかりつけ医等の身近な医療機関に電話相談してください。 2. 身近な医療機関がない方、又は聴覚に障害のある方などお電話での相談が難しい方は、「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口」に電話又はFAXで相談してください。 3. 発熱等の症状がない場合でも、感染の不安のある方は、「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口」に電話相談してください。 4. 検査の結果、感染が判明した場
<p>合には入院または宿泊療養となります。</p> <p>○ 「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口」は下記連絡先です。</p> <p>（電話番号）0742-27-1132（FAX番号）0742-27-8565 24時間対応（平日・土日祝）</p> <p>新型コロナ・発熱患者受診相談窓口の詳細は下記ホームページをご覧ください。</p> <p>http://www.pref.nara.jp/55410.htm#003</p> <p>聴覚に障害のある方など、お電話での相談が難しい方は下記ホームページの様式を用いて、FAXにてご相談ください。</p> <p>http://www.pref.nara.jp/secure/228370/0714coronafaxsoudan.pdf</p>	<p>障害者手帳とマイナンバーの制度の情報連携説明会が5月14日衆議院議員会館で18の各種障害者団体の出席のもと1時間行われました。参加された日本自閉症協会の政策担当理事の今井さんによる以下のような報告です。…内閣府、総務省、（株）ミライロの配付資料は下記に格納しました。</p> <p>http://www.autism-japan.org/information2/20210514.pdf http://www.autism-japan.org/information2/20210514-2.pdf</p> <p>なかなかイメージしにくい内容でした。あやふやな理解ですが、以下が要点かと思えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. マイナンバー、つまり番号で個人を識別することにより、各種の手続きが簡素化される（行政機関の情報連携）例、障害年金更新時の「所得状況届け」は申請者が出さなくて 	<p>もよくなった。必要情報はすでに行政側にあるから？</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. マイナンバーカード：マイナンバーの代わりにこのカードで個人を識別する。顔写真、ICチップ。 3. マイナポータル：行政が連携する自己の情報をPCやスマホから一括して分かるサイト。 4. ミライロの障害者手帳アプリとマイナポータルとの連携→スマホをかざすだけですむ。手帳はいらない。事前に神奈川県の上杉様、埼玉県の高山様からご意見をいただきました。ありがとうございました。それらを踏まえて、知的障害者の場合について以下の意見を言いました。 <ol style="list-style-type: none"> 1. モノが買えたり、スマホの機能が高度化・集約化されると、便利さと共に使用リスクが高まる。機能分散していた方がリスクが少ない。スマホを使いこなすことを講習で達成するのは無理な人が存在する。学習

しやすいアナログも残してほしい。
 2. 発達障害児者は不審者に思われることが少なくない。たとえば、警察が容疑者捜査でこのデータベースを使用するような公権力の濫用をどう防ぐか、よく検討して欲しい。私見…マイナンバーだけでなく、スマートフォンなどデジタル化・ネット化から障害者を守るため(合理的配慮)の法が必要だと思いました。デジタル社会は見えない部分を推測する力が必要で、危険(金、性、契約、攻撃、イジメなど)を回避するのは易しくないですね。とのことです。(河村)



グループホームに関する団体の懇談会

2021年5月14日にあり、静岡県自閉症協会の津田さんが参加され日本自閉症協会のメーリングリストでその報告がありました。津田さんによると、今回の報酬改定で、自閉症の特性を持つ人がグループホームを利用することについては、マイナスの要素が増えたと感じています。

夜間支援体制についても問題です。私は、時々このような会議に参加し、メーリングリストでも、お知らせをしています。日本自閉症協会の中では意見交換が進んでいません。メーリングリストの中でも、意見交換ができればありがたいと思います。わかりにくいこともあると思いますので、素朴な疑問でも出していただけるとありがたいと思います。私は、特に協会の中でグループホー

ム担当として認められているわけではありませんが、ご理解をいただき、協会の中でこのような取り組みが動き出すことにつながればと思っています。とのことでした。以下は報告の内容です。

第19回グループホーム懇談会
 日時 5月14日(金)14:00~16:00 場所 ZOOM 参加者

グループホーム学会(4名)、きょうされん(10名)、障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議(1名)、全日本ろうあ連盟(3名)、全国ろう重複障害者施設連絡協議会(1名)、全国社会就労センター協議会(1名)、日本自閉症協会(津田)

1. 光増グループホーム学会代表…
 (1) 報酬改定について・区分3以下が下がり、精神のところなどで打撃を受けているとの話も聞いている。(2) 夜間支援体制について・夜間支援については、労働基準法の

関係への対応から次のようなことが示された。(以下は概要)夜勤の運営が労働基準法に抵触せず、運用されるよう次のような考えが示された。

① 交代要員がない場合、休憩時間中に夜間支援従事者は事業所を離れることはできない。② 休憩時間中には夜間支援従事者が労働から離れることを保障すること。このため、あらかじめ夜間および深夜時間帯における休憩時間帯の定めについて、利用者やその家族に周知すること。・夜間支援従事者の休憩時間中は、原則として入居者からの連絡・相談への対応は行わない旨を利用者やその家族に説明するとともに、休憩時間中に入居者から連絡・相談等があった場合、休憩時間終了後に対応する旨を伝える・・・ということ足りる旨を事前に夜間支援従事者に伝達しておくこと。

2. 意見交換(津田の発言)

①私が運営しているグループホームも収入ダウンとなる。② 知的障害や自閉症の人は支援区分が低くする傾向がある。この見直しをしていかないと知的障害や自閉症の人が利用しているグループホームは経営が厳しくなる。

②光増代表から夜間支援の説明がされたが、昼夜逆転してしまう人もあるので、休憩時間だからと、ほっておくことはできない。重度の方の利用が難しくなる。問題である。

③社会保障審議会の障害者部会で、世話人を生活支援員にすべきとの意見がだされていた。生活支援員ということにすると、介護福祉士がいるかどうかで報酬に差がつけられるのではないかと心配がある。そうすると介護福祉士が採用できなければ報酬が低くなるかもしれない。グループホームで介護福祉士を採用す

ることは難しい。また、介護福祉士は自閉症や知的障害の専門性をもっているわけではない。

3. 厚生労働省にグループホームのことを理解してもらうため、懇談会を企画できないと考えたい。グループホームのあり方についても検討が必要と考える。

4. コロナウイルスの関係について大阪で、インシュリン使用者が40度の発熱。コロナが陽性で入院できないという問題がでた。施設は、一人陽性者がでたら、全員の検査をしている。しかし、現在の行政のシステムで、全員の検査を依頼したら1週間かかってしまう。自前でキットを買って検査をした。1. 聾唖の方が参加されているので、手話通訳の方をお願いしている。情報保障のため、この費用について、参加団体で分担することとしたい。ご賛同をお願いしたい。以上。(河村)

2021年度 幼児・学童・思春期の こどもの発達 相談会

NHK厚生文化事業団近畿支局では、ことばの遅れや発達に不安のある子どもとその保護者を対象にした無料の相談会を行っています。令和3年度は計6回の開催を予定します。

- ① ことばの習得が遅い、こだわりがある、パニックになる、落ち着きがない。
- ② ともだちと遊べないなどの発達に不安がある、また、文字の読み書きができない、漢字が書けない、計算が苦手など学習上に気になることがある。
- ③ LD (学習障害)、ADHD、自閉スペクトラム症などの特性がある。

上記に該当する満3歳から18歳・高校生までの幼児・児童・生徒とその保護者を対象に、各分野の専門家が1組60分の個別相談に応じます。

日時 (各回共) 【1組 60分】午前10時 ~ 午後3時

※新型コロナウイルスの感染拡大状況により日程変更または中止とする場合があります。

2021年(令和3年)

第1回 5月9日(日)

第2回 7月11日(日)

第3回 9月12日(日)

第4回 11月14日(日)

2022年(令和4年)

第5回 1月16日(日)

第6回 3月13日(日)

講師/大学教員、医師、特別支援教育士スーパーバイザー、言語聴覚士など各分野の専門家。

会場 第1回 ~ 第3回 大阪府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)

※第4回以降は会場未定(大阪市内の予定)

大阪市中央区大手前1-3-49 TEL.06-6910-8500

【参加申し込み】参加は無料ですが事前の申し込みが必要です。 ※ご応募いただいた個人情報等は適切に管理し、この相談会に関する連絡にのみ使用いたします。

申し込み用紙の請求方法など詳しくは、NHK厚生文化事業団近畿支局まで電話でお問い合わせください。

電話:06-6232-8401 (平日・月~金10:00~18:00)

- ※申し込みは保護者(父母)からに限ります。 ※各回とも開催日2カ月前の月の1日より受付を開始します。(休日の場合は翌日)
- ※先着順で定員になり次第締め切ります。 ※講師は相談内容により選定いたします。相談者からの講師の指定はお受けいたしかねます。
- ※講師の選定にあたり、事前にお子さんの様子をお聞きする問診票などの提出をお願いします。
- ※原則お子様といっしょに参加ください。なお、当日は会場に託児を設けております。
- ※以前この相談会に参加された方は、最低1年、間を空けていただくようお願いします。

●主催 / NHK厚生文化事業団近畿支局 ●後援 / 大阪府教育委員会、大阪市教育委員会 ●協力 / 大阪府共同募金会

令和3年4月26日
労使団体の長宛

緊急事態宣言の発出を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和3年4月23日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発出され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）が改正されたところです。改正後の基本的対処方針において、「職場への出勤等」につきましては、従前の感染防止のための取組の徹底等に加え、特定都道府県において、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）活用や大型連休中の休暇取得の促進等により、出勤

者数の7割削減を目指すこと等とされたところです。厚生労働省では、職場において特に留意すべき「取組の5つのポイント」の取組を一層推進するために、職場における感染防止対策の実践例（別添1）等を活用して、事業主に取組を働きかけるとともに、都道府県労働局に設置した「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」において、引き続き、事業主及び労働者からの相談等への対応を行うことといたします。職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、各関係団体において作成された「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等を実践する際に、労働者が安全かつ安心して働ける環境づくりに率先して取り組んでいただくことについて累次にわたりお願いしてきたところですが、改めて、職場における新型コロナウイル

ス感染症への感染予防、健康管理の強化についての留意事項等を取りまとめた下記事項について、傘下団体・企業（労働組合団体は「構成組織」）に対して周知をお願いいたします。

厚生労働省労働基準局長
記

1 労務管理の基本的姿勢
基本的対処方針（別添2）の三の（3）「まん延防止」の4）「職場への出勤等」、8）「重点措置区域における取組等」、9）「緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等」及び12）「クラスター対策の強化」の内容に基づき、職場における感染防止対策に取り組んでいただきたいこと。また、職場において特に留意すべき「取組の5つのポイント」（参考資料1）の取組状況を確認していただき、未実施の事項がある場合には、「職場における感染防止対策の実践例」を参考に職場

での対応を検討し、実施していただきたいこと。その際、労働者の理解や協力を得つつ、事業者が主体となり、これらの取組を実施していただくに当たって、特に、以下の（1）から（6）にご留意いただきたいこと。なお、新型コロナウイルス感染症への対応策については、新たな知見が得られるたびに充実しているところであるので、逐次厚生労働省ホームページの「新型コロナウイルス感染症について」を確認いただきたいこと。

（1）職場における感染防止の進め方

職場における新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するためには、事業者、労働者それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、職場や職務の実態に即した対策に取り組んでいただくことが必要であるこ

と。このため、事業者においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組む方針を定め、全ての労働者に伝えていただくとともに、労働者も取組の趣旨を踏まえて感染拡大防止に向けた一人一人の行動変容を心がけていただくことが重要であること。

具体的には、①労働衛生管理体制の再確認、②換気の徹底等の作業環境管理、③職場の実態に応じた作業管理、④手洗いの励行など感染予防に関する基本的な知識も含めた労働衛生教育、⑤日々の体調管理等も含めた健康管理に留意して取組を実施いただきたいこと。職場における感染防止を検討する際に疑問点等が生じた場合には、都道府県労働局に設置された「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」（参考資料2）を積極的に活用していただきたいこと。

（2）テレワークの積極的な活用

厚生労働省では、テレワークについて、テレワーク相談センターにおける相談支援2等を行っている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、関係省庁と連携し、テレワークや時差出勤の一層の活用のため、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレット（参考資料3）も作成し、周知を行っている。さらに、使用者が適切に労務管理を行うとともに、労働者も安心して働くことのできる良質なテレワークの導入・実施を進めていくことができるよう、本年3月に労務管理の留意点等をまとめたテレワークガイドラインの改定を行っている。こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、正規雇用労働者・非正規雇用労働者の双方に対し、テレワークを積極的に進めてい

<p>ただきたいこと。</p> <p>(3) 電子申請の活用等について 窓口の混雑による感染拡大防止の観点から、郵送や電子申請を積極的に活用していただきたいこと。</p> <p>(4) 感染リスクが高まる「5つの場面」の周知等 新型コロナウイルス感染症の伝播は、主にクラスターを介して拡大することからクラスター連鎖をしっかり抑えることが必須である。このため、新型コロナウイルス感染症対策分科会がクラスター分析を踏まえて取りまとめた、大人数や長時間におよぶ飲食などの「感染リスクが高まる『5つの場面』」（参考資料4）について労働者に周知を行っていただきたいこと。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知を行っていただきたいこと。また、狭い空間での共同生活は、長時間にわ</p>	<p>たり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。</p> <p>このため寄宿舍や社員寮等の労働者が集団で生活する場でも、三つの密（密集、密接、密閉）の回避をはじめとする基本的な感染防止対策を実施するよう、労働者に周知啓発を行っていただきたいこと。</p> <p>併せて、新しい生活様式の定着に向けて、参考資料5の「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」等を活用して、引き続き、労働者に周知を行っていただきたいこと。</p> <p>接触確認アプリ（COCOA）について、参考資料6の「新型コロナウイルス接触確認アプリ」等を活用して、インストールを勧奨していただきたいこと。</p> <p>このほか、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室では、一部地域において感染源の探知・早期の対応・再拡大防止を目的とする「新型</p>	<p>コロナウイルスモニタリング検査」を実施しているところであり、対象地域の事業主におかれては検査への参加を検討していただきたいこと（別添3）。</p> <p>(5) 雇用調整助成金等を活用した休業の実施 感染拡大を防ぐため、労働者を休業させるときには、労使がよく話し合っただけで労働者の不利益の回避に努めていただきたいこと。なお、緊急事態宣言や要請などがある場合でも、一律に労働基準法第26条の休業手当の支払義務がなくなるものではないことにご留意いただきつつ、労使が協力して、労働者が安心して休業できる体制を整えていただきたいこと。</p> <p>また、同法に基づく休業手当の支払の要否にかかわらず、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が、労働者を休業させ、</p>
<p>事業主がその分の休業手当を支払った場合、雇用調整助成金の対象になり得ること。なお、雇用調整助成金については、企業規模を問わず、緊急対応期間において助成額の上限を引き上げ、解雇等を行わない企業に対して助成率を引き上げるとともに、雇用保険被保険者でない非正規雇用労働者も対象とする等の拡充を行っており、雇用調整助成金の効果的な活用をお願いしたいこと。また、事務処理や資金繰りの面から雇用調整助成金を活用した休業手当の支払いが困難な中小企業の労働者のために創設した、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金については、大企業のシフト制労働者等も対象に加えた。休業手当が支払われていない労働者にはその申請を検討いただくとともに、その申請書類には事業主が記載する部分もあることから、事業主においては適切に対応</p>	<p>いただきたいこと。また、日々雇用、登録型派遣、いわゆるシフト制の労働者などについて、過去6ヶ月間、同じ事業所で、継続して一定の頻度で就労していた実績があり、事業主側も新型コロナウイルス感染症がなければ同様の勤務を続けさせる意向があったと確認できるなどの場合には、休業支援金の対象となり得る旨のリーフレットを公表しているところであり、事業主におかれては、対象となり得る労働者への周知を含め、適切にご協力いただきたいこと。（参考資料7）</p> <p>(6) 子どもの世話や家族の介護が必要な労働者のための有給の休暇制度の導入新型コロナウイルス感染症によって小学校等が臨時休業等になり、それに伴って子どもの世話のために労働者が休業する場合について、当該子どもの世話をする労働者のために有給休暇制度及び両立支援</p>	<p>制度を整備し、有給休暇の利用者が出た事業主に対する助成制度（※1）を活用いただきたいこと。また、家族の介護が必要な労働者に有給の休暇を取得させた事業主に対する助成制度（※2）を活用していただきたいこと。</p> <p>※1 両立支援等助成金（育児休業等支援コース）の新型コロナウイルス感染症対応特例（参考資料8）小学校等が臨時休業等になり、それに伴い、子どもの世話を行う必要がある労働者が、特別有給休暇（賃金全額支給）を取得できる制度の規定化及び小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援制度の仕組みを社内周知し、当該有給の休暇を4時間以上労働者に取得させた事業主に対して、対象労働者1人あたり5万円を支給する制度。既に年次有給休暇や欠勤などで対応した場合に事後的に特別休暇に振り替えた場合</p>

も支給対象。なお、小学校休業等対応助成金については昨年度限りで終了。（注）1 事業主につき 10 人まで（上限 50 万円）※2 両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）の新型コロナウイルス感染症対応特例
 新型コロナウイルス感染症への対応として法定の介護休業とは別に介護のための有給の休暇（所定労働日で 20 日以上）を設け、仕事と介護の両立支援制度の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計 5 日以上労働者に取得させた中小企業事業主に助成をする制度。既に年次有給休暇や欠勤などで対応した場合に、事後的に特別休暇に振り替えた場合も支給対象。

2 職場における感染予防対策の徹底について
 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、多くの

関係団体では、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを作成し、その周知等に取り組んで来られたところであるが、引き続き、職場での感染防止策の確実な実践に取り組む必要がある。

具体的には、別添 4 の「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用して職場の状況を確認していただくとともに、独立行政法人労働者健康安全機構がホームページで公表している動画教材「職場における新型コロナウイルス感染症予防対策を推進するためのポイント」を参照していただく等により、職場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策を検討いただき、取組内容を高齢者や基礎疾患（慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧症、心血管疾患、肥満（BMI30 以上）など）を有する者などの重症化リスク因子

を有する者をはじめ、すべての労働者に共有していただきたいこと。また、外国人労働者の皆さんが安心して働くためには、職場における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の内容を正しく理解することが重要であり、外国人労働者を雇用する事業者においては、外国人労働者一人ひとりの状況に応じた配慮をしていただきたいこと。

外国人労働者に新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る教育等を行う際には、参考資料 9 のリーフレットに記載の「職場内外における感染拡大防止のポイント」や 10 カ 5 国語に翻訳（やさしい日本語版も作成）した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用する等していただきたいこと。

感染防止対策の検討に当たって、職場に、労働安全衛生法により、安全

衛生委員会、衛生委員会、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等が設置・選任されている場合、こうした衛生管理の知見を持つ労使関係者により構成する組織の有効活用を図るとともに、労働衛生の担当者に対策の検討や実施への関与を求めていただきたいこと。

なお、産業医や産業保健スタッフの主な役割については、一般社団法人日本渡航医学会及び公益社団法人日本産業衛生学会が公表した「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」（令和 2 年 5 月 11 日発行。令和 2 年 12 月 15 日最終改訂）に示されているので一つの参考としていただきたいこと。

併せて、労働安全衛生法により、安全衛生委員会、衛生委員会、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等が設置・選任されていない事業場については、独立行政法人労働者健康安全機構の産業保健総合支援センターにおいて、メールや電話による相談の受付、各種情報の提供等を行っているので、その活用について検討していただきたいこと。

また、参考資料 10 の『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」を改善するための換気の方法」を改善するための換気の方法」に、推奨される換気の方法等を取りまとめたので、参考にしていただきたいこと。

このほか、マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなるため、のどの渇きに関する自覚症状の有無にかかわらず、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求める等、熱中症防止対策についても着実に実施いただきたいこと。その際、「STOP!

熱中症クールワークキャンペーン」（参考資料 11）の実施事項を参考にしていただきたいこと。

3 配慮が必要な労働者等への対応について

発熱、咳などの風邪の症状がみられる労働者については、新型コロナウイルスに感染している可能性を考慮した労務管理を行っていただきたく、具体的には、下に掲げる対応が考えられること。

また、高齢者や基礎疾患（慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧症、心血管疾患、肥満（BMI30 以上）など）を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者に対しては、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、テレワークや時差出勤などの感染予防のための就業上の配慮を行っていただきたいこと。特に、6 妊娠中の女性労働者が、母子保健法の保健指

<p>導又は健康診査に基づき、その作業等における新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師又は助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合には、事業主は、この指導に基づき、作業の制限、出勤の制限（テレワーク又は休業をいう。）等の措置を講じる必要があることに留意いただきたいこと。この措置により休業が必要な女性労働者に有給の休暇を取得させた事業主に対する助成制度については、有給休暇制度の整備及び労働者への周知の期限並びに休暇付与の期限を令和4年1月31日までとしており、引き続き積極的にご活用いただきたいこと。なお、テレワークを行う場合は、メンタルヘルスの問題が顕在化しやすいという指摘があることにも留意いただきたいこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発熱、咳などの風邪症状がみられる労働者への出勤免除の実施やテレワークの指示を行うとともに、その間の外出自粛を勧奨すること。 ・ 労働者を休業させる場合、休業中の賃金の取扱いについては、労使で十分に話し合った上で、有給の特別休暇制度を設けるなど、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えること。 ・ 風邪の症状が出現した労働者が医療機関を受診するため等やむを得ず外出する場合でも、公共交通機関の利用は極力控えるよう注意喚起すること。 ・ 発熱等の症状が生じた場合には、まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話で相談するよう促すこと。 ・ また、相談する医療機関に迷う場合には、地域ごとに設置されている受診・相談センターに電話で相談 	<p>し、その指示に従うよう促すこと。「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金」（参考資料 12）</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給（年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割以上）の休暇制度を整備し社内周知を行い、令和3年4月1日以降に当該休暇を合計5日以上労働者に取得させた事業主に対し助成。1事業場につき、1回限り、15万円支給。「両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）」（参考資料 13）</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給（年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割以上）の休暇</p>
<p>制度を整備し社内周知を行い、当該休暇を合計 20 日以上労働者に取得させた事業主に対し助成。1事業所当たり5人まで、対象労働者1人当たり 28.5 万円支給。74 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応について</p> <p>（1）衛生上の職場の対応ルールについて</p> <p>事業者においては、職場に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者（以下「陽性者等」という。）が発生した場合に備え、以下の項目を盛り込んだ対応ルールを作成し、労働者に周知いただきたいこと。この際、企業における具体的な取組事例を取りまとめた参考資料 14 の「新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール（例）」を適宜参考にしていたいただきたいこと。</p> <p>4月23日より、別添5のとおり、</p>	<p>感染拡大を防止する観点から、いわゆる「三つの密」となりやすい環境や集団活動を行うなど濃厚接触が生じやすい環境にある職場におけるクラスター発生時の行政検査（PCR 検査等）については、濃厚接触者に限らず、幅広い接触者を検査の対象者とする事とされたことにご留意いただき、保健所より検査対象者として受検指示があった場合には検査を受ける必要があることを労働者に周知するとともに、受検に関する勤務時間の調整等必要な配慮をいただきたいこと。また、保健所から職場における検査対象者の決定について協力を求められた場合には、適切に対応していただきたいこと。</p> <p>また、新型コロナウイルスの陽性者について、労働安全衛生法に基づく労働者死傷病報告の提出に留意いただき、同報告書を作成する際には参考資料 15 のリーフレットを適宜参</p>	<p>考にしていいただきたいこと。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症患者については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て、入院・宿泊療養・自宅療養を終えるものであるため、療養終了後に勤務等を再開するに当たって、労働者本人や人事労務担当者等から医療機関や保健所への各種証明の請求についてはお控えいただきたいこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者が陽性者等であると判明した場合の事業者への報告に関する事（報告先の部署・担当者、報告のあった情報を取り扱う担当者の範囲（※）等） （※）「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成 30 年9月7日付け労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公示第1号）に留意。 ・ 労働者が陽性者等であると判明し

た場合の保健所との連携に関すること（保健所から PCR 検査等を受けよう指示された労働者に対する受検勧奨、保健所と連携する部署

- ・ 担当者、保健所と連携して対応する際の陽性者と接触した労働者の対応等）
- ・ 職場の消毒等が必要になった場合の対応に関すること
- ・ 陽性者が陰性になった後、職場復帰する場合の対応に関すること（PCR 検査の結果や各種証明書は不要である等）
- ・ 労働者が陽性者等になったことをもって、解雇その他の不利益な取扱いや差別等を受けることはないこと
- ・ その他必要に応じ、休業や賃金の取扱いなどに関すること等

(2) 労災補償について
労働者が業務に起因して新型コロナウイルスに感染したものと認められる場合には、労災保険給付の対象と

なること。（参考資料 16）
これまで労働基準監督署においては、新型コロナウイルス感染症に係る労災請求に対して、多くの労災認定を行っており、厚生労働省ホームページにおいて、参考資料 17 のとおり、職種別の労災認定事例を公表しているところである。医療従事者はもとより、飲食店員、販売店員やタクシー運転者等、多様な職種の労働者の労災認定を行っているので、参考にしていただきながら、業務に起因して感染したと思われる労働者から積極的に労災請求がなされるよう労災請求を勧奨していただきたいこと。なお、労働者が新型コロナウイルスに感染した場合の労災補償に係る Q & A については、厚生労働省ホームページに掲載しているので、確認していただきたいこと。

5 新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等

事業者においては、国、地方自治体、公益性の高い学術学会等がホームページ等を通じて提供している最新の情報を収集し、必要に応じ感染拡大を防止するための知識・知見等を労働者に周知いただきたいこと。その際、新型コロナウイルス感染症に関することも含めた職場のメンタルヘルス不調、過重労働による健康相談等についてメール・電話・SNS による相談を受け付ける「こころの耳」や精神保健福祉センター等のメンタルヘルスに関する相談窓口を労働者に周知いただきたいこと。また、DV や児童虐待に関する相談などの窓口についても、必要に応じ、労働者に周知いただきたいこと。また、厚生労働省ホームページにおいて、過去に新型コロナウイルスに感染したことを理由とした、人格を否定するような言動等は、職場におけるパワーハラスメントに該当する場合は

ある旨を掲載しているので、労働者に対し、言動に必要な注意を払うよう周知いただきたいこと。
なお、過去に新型コロナウイルス感染症に感染したことなどを理由とした個別の労働紛争（偏見・差別等に基づくいじめ・嫌がらせを含む）があった場合は、都道府県労働局等の総合労働相談コーナーにおいて相談を受け付けていることも、併せて周知いただきたいこと。



2021年5月17日

**第 110 回社会保障審議会
障害者部会ヒアリング資料**

一般社団法人 日本自閉症協会
会長 市川宏伸

I. 地域における障害者支援について（一部、児を含む）

① あきらかに精神や発達などに障害があって、社会生活上に課題（対人トラブルや、依存、ひきこもり、犯罪の手先など）を抱える者について

a. 知的や身体の障害がないために福祉制度の対象にならない問題の改善が必要である。
「相談」「見守り」「居場所作り」などが必要な支援と考えられるが、現行の相談支援事業ではサービスコーディネートが主であり、個々のケースに深く寄り添うということは構造的に無理で、事業採算が取れない。また「見守り」や「居場所作り」は、

知的障害や身体障害を伴う場合は、行動援護や生活介護といったサービスの対象となるが、そうでない精神や発達の障害者は、対象外になり易い。

b. 障害対象であっても、障害支援区分の一部見直しの検討が必要である。
要支援度が高いにも関わらず、支援区分では低い評価であったり、非該当になりやすい。

c. 対応出来る事業者の増強（十分な質と量のサービスがない）

② 強度行動障害を有する児者に対する支援の強化

a. 質の高い支援者を確保しにくい問題の改善が急務である。
報酬上の評価となっている専門性（資格）は、現場で求められている支援スキルとは異なる。

b. 予防と回復があるが、前者の取り組み強化

c. 虐待防止と適切な支援の実践的な関係整理が急務
 行動障害児者は支援方法が適切でも虐待とみなされる場合が多く、事業者は受け入れない傾向が強い。過齡児問題も同根。安易に医療に解決をゆだねると薬漬けになることが懸念される。福祉と医療の連携が必要。
 d. 物理的環境整備、バックアップ体制、経済的負担対策が必要
 生活空間（環境ストレス）を適切にすることが、本人、ならびに支援者にとっても有効である。
 ③ 居住支援の拡充（量と質。急務）
 80/50 問題、家庭内暴力にも関係する。
 a. 入所施設を含め、GH（サテライト）、訪問系、など、多様な生活スタイルがあることが理にあっており、経済的にも有効
 b. 古い時代の入所施設の改革が必

要 → 令和の入所施設への転換促進
 c. サテライトの利用期間の制限は、知的障害など継続的支援が必要な場合は撤廃
 d. 土地提供者（地主）への税制上の優遇（説明時口頭追加）
 ④ 福祉事業のトップの人材育成への助成（トップマネジメントの向上）
 II. 障害児支援について
 ① 過齡児問題は②cに記述。在宅も同様で主には受け入れ先がない問題。
 → 受け入れ先の増強
 III. 障害者の就労支援について
 ① 福祉サービスの利用料等の増加幅が所得額の増加幅以上になるケースの改善
 → 軽減措置の一部見直し
 ② うつ病等で退職し、就労支援サービス（訓練等）を利用する場合、前年の課税所

得に応じた利用料のため利用を躊躇し、身に付いていた生活習慣が後退する
 → 基準所得額計算の改善 以上

NHKハートフォーラムについて

日本自閉症協会近畿ブロックが担当する NHKハートフォーラムについて会場・日時・講師が決まりました。
 日時 令和3年12月12日（日）
 会場 滋賀県立男女共同参画センター（G-NETしが）近江八幡市
 講演 神戸 金史氏 [（仮）障害を持つ息子へ ～息子よ。そのまま、いい。～]
 吉川 かおり氏
 （仮）きょうだい支援について
 ※あくまで予定です。詳細が決まりましたら、また絆等でお知らせします。
 （河村）



社会保険審議会障害者部会
 第156回 (R3.2.26) 資料2

マイナンバーを活用した情報連携の拡大等について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
 企画課
 精神・障害保健課

知的障害者(児)関係事務における個人番号の利用事務及び情報連携の対象範囲の拡大

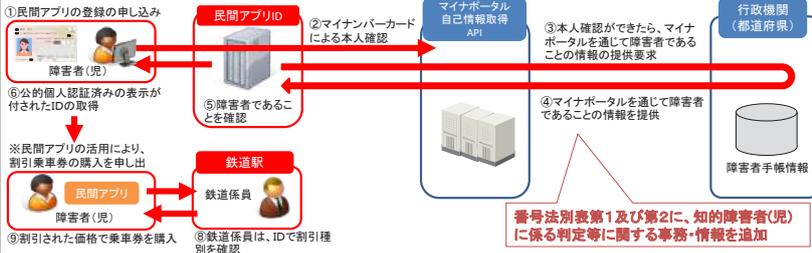
現 状

○現在、身体障害者及び精神障害者については、民間アプリの活用により、マイナンバーの自己情報取得APIを通じて手帳情報を取得することで、民間事業者等の障害者割引サービスに必要な手続をデジタルで行うことが可能。
 ○一方で、知的障害者(児)については、上記メリットが享受できない状況にあるため、改善を求める要望あり。

番号法の一部改正

今般、番号法を改正することにより、知的障害者(児)の手帳情報がマイナンバー情報連携の対象となり、身体障害者及び精神障害者と同様に、民間アプリにおけるマイナンバーの自己情報取得APIを活用することで、各種の割引サービスを受ける手続きなどのデジタル化が推進される(障害者割引を受けようとする際、知的障害者(児)の手帳(療育手帳)そのものの提示が省略できる)。

【イメージ】



※ 上記のほか、鉄道事業者における乗券割引等のインターネット予約サイトを通じて、自己情報取得APIの活用による割引を受けられることも可能となる予定(2023年)

施行期日: 公布の日から施行

知的障害者（児）関係事務におけるマイナンバーの利用・情報連携に向けたスケジュール

療育手帳の交付の事務に関する情報について、2020年度（令和2年度）中に結論を得て必要な措置を講じ、2022年度（令和4年度）までに情報連携の対象とする。

※「デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）」の別添1「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて（国・地方デジタル化指針）」より抜粋



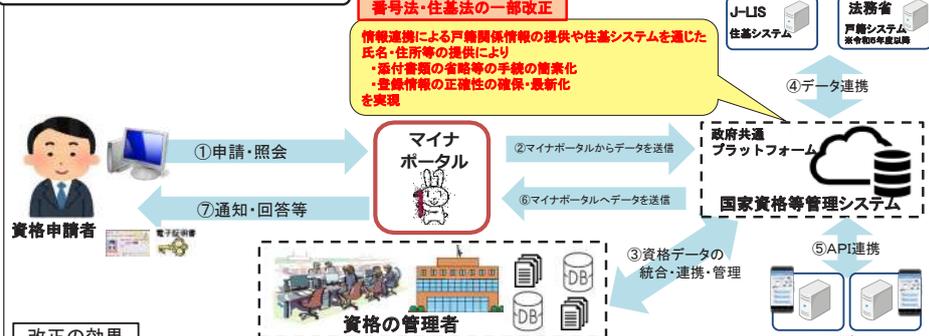
※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳は、既にマイナンバーの利用・情報連携の対象となっている。

国家資格関係事務における個人番号の利用及び情報連携の拡大

改正の背景

各省庁が所管する各種免許・国家資格等の管理は、必ずしもデジタル化が進んでおらず、資格者の各種届出等が徹底されていない場合もある。また、対面や郵送での手続が必要となることや、紙ベースの処理が行われていること等、資格者の資格証明、行政機関等の資格確認の負担も少なくない。

国家資格等管理システム(仮称)の構築



改正の効果

- 各種届出時に求められていた、戸籍抄(謄)本や住民票の写しの添付を省略
- マイナポータルを活用した、資格保有者から第三者への証明及び就業支援情報の提供等
- 遺族からの死亡届を不要とし、資格管理者が職権で登録の抹消を行うことにより、登録原簿の正確性を確保

施行期日: 公布の日から4年以内で政令で定める日 3

対象となる国家資格について

税・社会保障・災害等に係る以下の32資格は、個人番号利用事務に指定することにより、住基システム・戸籍システムとの連携を行う。これらの資格は先行して国家資格等管理システム(仮称)によるデジタル化の検討を行い、令和6年度のサービス開始を目指す。

① 医師	⑫ 言語聴覚士	⑳ 介護福祉士
② 歯科医師	⑬ 臨床検査技師	㉑ 社会福祉士
③ 薬剤師	⑭ 臨床工学技士	㉒ 精神保健福祉士
④ 看護師	⑮ 診療放射線技師	㉓ 公認心理師
⑤ 准看護師	⑯ 歯科衛生士	㉔ 管理栄養士
⑥ 保健師	⑰ 歯科技工士	㉕ 栄養士
⑦ 助産師	⑱ あん摩マッサージ指圧師	㉖ 保育士
⑧ 理学療法士	㉒ はり師	㉗ 介護支援専門員
⑨ 作業療法士	㉓ きゅう師	㉘ 社会保険労務士
⑩ 視能訓練士	㉔ 柔道整復師	㉙ 税理士
⑪ 義肢装具士	㉕ 救急救命士	

※上記の32資格以外の国家資格(約300資格程度を想定)は、基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別)による住基システムとの連携を行う。これらの資格は国家資格等管理システムによるデジタル化を順次行う。

精神保健福祉士及び公認心理師に係るマイナンバー制度の利活用について

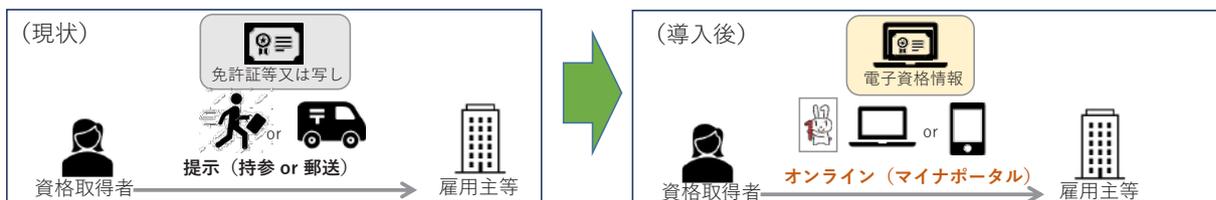
1. 届出（氏名・本籍地・死亡等）の簡素化及びオンライン化

- ・資格の取得時にマイナンバーを登録。
- ・マイナンバーによる情報連携等で、戸籍抄（謄）本又は住民票の写しの提出を省略する。
- ・利便性向上の観点から、申請・届出手順をオンラインで完結。（マイナンバーカードを利用）
- ・登録免許税/手数料の支払いについて、マイナポータルの公金決済機能を活用。
- ・登録事項の変更後、登録済証明書を発行し、希望者のみ免許証等を書換え。
- ・法令遵守の観点から、年1回J-LISに資格者情報を照会。未届出者へ、届出勧奨を行う。なお、死亡届については、職権での登録原簿抹消を可能とする。



2. マイナポータルを活用した資格所持の証明、提示

- ・資格保有者がマイナンバーカードの電子証明書を活用して資格所持を証明、提示。



5

マイナンバー制度の利活用に必要な法律改正事項について

1. 改正事項

項目	改正する法律名	概要	対象資格	
1	・マイナンバー利用事務及び住民基本台帳ネットワークシステム利用事務に資格管理に関する事務を追加する改正	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） ・住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）	・各資格管理においてマイナンバー制度及び住民基本台帳ネットワークシステムを活用するため、別表に、資格管理に関する事務を追加する。	・社会保障の給付に関わる全32資格（P.4 参照）
2	・登録事項変更時の登録証の書換え手順を原則廃止する改正	・社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号） ・精神保健福祉士法（平成9年法律第131号） ・公認心理師法（平成27年法律第68号）	・登録事項の変更と登録証の書換え手順が法律上、一体化している資格について、登録証の書換え手順を原則不要とするための改正をする。	・社会福祉士 ・介護福祉士 ・精神保健福祉士 ・公認心理師

2. 施行スケジュール



※上記の法律改正事項については、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）」において措置。

2021年5月8日

加盟団体代表者 各位

一般社団法人 日本自閉症協会 会長 市川 宏伸

第7回定時総会の開催について（開催方法等のご連絡）

拝啓 新緑の候、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、今年度の当協会第7回総会についてですが、新型コロナウイルス感染予防のため、全国からお集まりいただく形式での開催は適切ではないと判断しました。そこで、総会については事前に皆様に「委任状兼評決票」をご提出いただき、必要最小限の人数（議長、議事録署名人、会長）で執り行うこととしました。

また、総会議案についての事前説明と皆様からのご意見をお伺いするため、議案説明・意見交換会を行います。開催については下記ご参照ください。

事前にご送付する資料も併せてご検討いただき「委任状兼評決票」をご提出ください。総会で集計し、評決を致します。この方法は内閣府、法務局の見解を参考に、当協会の定款（第14から17条）に則ったものです。

何卒ご理解、ご了承いただきたくよろしくお願いいたします。

敬具

記

【議案説明・意見交換会】

日時：2021年6月20日（日）16時より

開催方法：オンライン（Zoom）

出欠：参加自由、各団体2名迄（zoomが上限100名までとなっているため）

参加ご希望について添付の出欠表にご記入のうえ6月10日までにご返送ください。

参加者宛に参加ご案内をお送りします。

【議案表決方法】委任状兼評決票を、6月26日（土）午後に必要最小限で開く総会で集計し表決

※理事ご就任予定の方へ：役員選出理事会を6月26日（土）14時～zoom（改選後理事のみ）

開催いたします。別途ご案内をいたしますがご予定いただきたくよろしくお願いいたします。

※加盟団体役員連絡会：2021年11月13日（土）、14日（日）今のところ集合開催を予定しておりますが、状況により開催方法変更の可能性があります。

（問合せ・担当）一般社団法人 日本自閉症協会 事務局長 大岡 千恵子

電話：03-3545-3380

Fax：03-3545-3381

E-mail：asj@autism.or.jp

県民（けんみん）・県外（けんがい）のみなさまへ

近隣（きんりん）府県（ふけん）とともに、本県（ほんけん）でも感染者（かんせんしゃ）が高い（たか）水準（すいじゅん）で確認（かくにん）される状況（じょうきょう）が続（つづ）いており、現在（げんざい）の危機（きき）を乗（の）り越える（こ）ためには、県民（けんみん）が一丸（いちがん）となって感染（かんせん）防止（ぼうし）対策（たいさく）に取（と）り組む（く）必要（ひつよう）があります。

本県（ほんけん）では、強（つよ）い危機感（ききかん）を持（も）って、感染（かんせん）拡大（かくだい）を抑（おさ）え、全力（ぜんりょく）で命（いのち）を守（まも）る取組（とりくみ）を進（すす）めるため、「緊急（きんきゅう）対処（たいしょ）措置（そち）」を実行（じっこう）しています。

早期（そうき）の終息（しゅうそく）を目指（めざ）して、みなさまにも下記（かき）の取組（とりくみ）の徹底（てっぺい）をお願い（ねが）いたします。

人（ひと）との接触（せつしょく）を減（へ）らし、感染（かんせん）リスクを下（さ）げるために

① 緊急（きんきゅう）事態（じたい）宣言（せんげん）発出（はっしゅつ）区域（くいき）をはじめ、感染（かんせん）が拡大（かくだい）している地域（ちいき）への、不要（ふよう）不急（ふきゅう）の往来（おうらい）は控（ひか）えましょう

② ふだん同居（どうきょ）していない人（ひと）と、マスクなしでの対面（たいめん）は、徹底（てっぺい）して避（さ）けましょう

③ 緊急（きんきゅう）事態（じたい）宣言（せんげん）発出（はっしゅつ）区域（くいき）からの不要（ふよう）不急（ふきゅう）の来（らい）県（けん）を自粛（じしゅく）してください
家（か）庭内（ていない）感染（かんせん）を防（ふ）ぐ（ふせぐ）ために（症状（しょうじょう））が出（で）てから

① 「空間的（くうかんてき）分離（ぶんり）」過（す）ごす場所（ばしょ）を分（わ）けましょう

② 「時間的（じかんてき）分離（ぶんり）」過（す）ごす（す）時間（じかん）をずらしましょう

③ 同時（どうじ）に同（おな）じ場所（ばしょ）にいるときは、お互（たが）いマスクをつけましょう

④ 手（て）が触（ふ）れる（ふ）共有（きょうゆう）部分（ぶぶん）の消毒（しょうどく）、手指（しゅし）衛生（えいせい）をしましょう

⑤ 部屋（へや）は、適宜（てきぎ）窓（まど）をあけて換気（かんき）しましょう

⑥ 衣服（いふく）は洗濯（せんたく）、食器（しょっき）は洗浄（せんじょう）しましょう

⑦ ゴミは密閉（みっぺい）して捨（す）てましょう

発行人：関西障害者定期刊行物協会

住 所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人：奈良県自閉症協会

定 価：100円